

新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書(1)

こども未来部 こども政策課

項目	新潟市社会福祉協議会 (56クラブ)	山の下地区コミュニティ協議会 (山の下)	木戸地域コミュニティ協議会 (木戸)	下山福祉会 (下山)
<b>1 基本方針</b> (1) 基本理念 (2) 基本方針	(1) 放課後の時間帯において、保護者の代わりに家庭的機能を補完し、子どもの心身の状況や発達段階を踏まえながら、適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、子どもの最善の利益を考慮し、その健全育成を図る。 (2) ①子どもの安全管理、健康管理、情緒の安定②遊びなどの活動への意欲と態度の形成③遊びや生活などを通しての自主性、社会性、創造性の向上及び基本的な生活習慣の確立④保護者と連携した育成支援と学校や地域の様々な社会資源と連携し、その家庭の子育てを支援する。	(1) 児童の安全確保、生活の場と遊びを通じた健全育成を図る。 (2) 児童の健康と安全管理及び情緒の安定。遊びの活動と学習への意欲形成。自主性、社会性と創造性の向上。保護者への子育て支援	(1) 児童の安全確保、生活の場と遊びを通じた健全育成を図る。 (2) 児童の健康と安全管理及び情緒の安定。遊びの活動と学習への意欲形成。自主性、社会性と創造性の向上。保護者への子育て支援	(1) 地域の児童が下校後、安心して過ごす環境で楽しく過ごす。 (2) 児童の健全な育成を図る。保護者への子育て支援。
<b>2 運営組織</b> (1) 職員配置 (2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	(1) 支援の単位ごとに2名以上の支援員を配置し確実なクラブ運営を実施する。 (2) 児童の育成に情熱を持ち、心身ともに健康な支援員を確保し、都道府県認定資格研修を修了するなど質の高い人材を育成する。	(1) 児童の安全等基本方針の実施の為、常に適正な配置を行う。 (2) 地元地域の人材活用を基本に、知識と理解及び情熱を有する質の高い職員を採用し定期的研修と会議をもつことで、質の担保とボランティア等の育成も同時に図っていく。	(1) 児童の安全等基本方針の実施の為、常に適正な配置を行う。 (2) 地元地域の人材活用を基本に、知識と理解及び情熱を有する質の高い職員を採用し定期的研修と会議をもつことで、質の担保とボランティア等の育成も同時に図っていく。	(1) 管理者、放課後児童支援員、事務員。 (2) 職務に責任をもって、資質向上に努めるよう、日々ミーティングを行う。施設外研修、また、施設内研修を行う。専門性を持った支援員の確保を行い、児童の健全な生活の場としての知識の共有を行う。
<b>3 運営についての提案</b> (1) 子どもの発達段階に応じた健全育成 (2) 保護者との連携及び保護者支援 (3) 学校との連携 (4) 地域との連携 (5) 配慮を要する児童に対する対応方針 (6) 要望・苦情に対する対応及び方法	(1) ①低・中・高学年の発達段階に応じた綿密な対応②学年を超えたコミュニケーションによる仲間づくりの醸成③積極的な交流・施設外活動による社会性の向上④安全確保能力を含めた自己管理能力の育成を図る。 (2) 連絡帳、クラブ便り、保護者会等により、保護者との連携を図るとともに、保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛け、適切な支援を行う。 (3) 日頃から学校との情報共有に努め、子どもの健康状態や心身の状況に応じた支援、事故・犯罪・災害から子どもを守るために連携を図る。 (4) 社協ならではの特長を生かし様々な地域の関係機関と連携するとともに、ふれあいスクールや地域教育コーディネーターとの情報交換・連携に努める。 (5) ①入会前にクラブ見学の間を設けるなど、保護者との綿密な情報共有を行うとともに、必要に応じて支援員を増員する等の対応を行う。②食物アレルギーに対しては「複数でチェック」を合言葉に、確実な対応を図る。 (6) 意見箱の設置やアンケート等の実施、第三者機関の設置等により、利用者からの要望・苦情などに適切に対応する。	(1) 児童の尊厳を守り傾聴の姿勢を基本に、個別且つ適正な育成を図る。 (2) 密な連絡帳のやりとり・定期的な保護者会の開催、クラブ便りを定期的に発行。子育てに悩む保護者にアドバイスをし、児童や保護者を褒め自信を持たせて早期解決を図る。 (3) 学校長、学級担任と情報を共有し、児童に合った指導を行う。 (4) 地域の避難訓練、防災訓練を通して顔の見える事業を行う。 (5) 一人一人に合った支援指導を行う。学級担任や特別支援学級担任と情報を共有し、援助、支援、協力をいただく。 (6) 保護者や地域の要望、苦情は積極的に意見を拝聴した上で、その後の事業に取り入れていき、受付窓口から解決までの体制整備を常に図ることで迅速化していく。	(1) 児童の尊厳を守り傾聴の姿勢を基本に、個別且つ適正な育成を図る。 (2) 保護者からの告知、支援員からの報告の徹底等コミュニケーションに努める。 (3) 地域教育コーディネーター(事務局長)を介して、学校と綿密な関係を築く。ふれあいスクールと一体化した活動を行う。 (4) 地域行事等への積極的な参加により、コミュニケーションの構築を図る。 (5) 保護者との綿密な情報共有を行い、特に注視し個々に配慮を行う。支援員の学習研修を行い、必要に応じて支援員を増員する等の対応を行う。 入会前に体験入会の期間を設ける場合もある。 食物アレルギーにたいしては、十分な確認を行う。 (6) 保護者や地域の要望、苦情は積極的に拝聴し、迅速に解決を図っていく。(ご意見箱の設置)	(1) 学校、保護者との連携の下、その児童に合わせた援助をする。 (2) 保護者との連携を図り、子育て支援に努める。 (3) 学校での様子、クラブでの様子の情報共有を行いより良い、環境を整え支援を行う。 (4) 地域コーディネーターを介して、地域の関係機関と関わりを持ち、子どもたちを地域ぐるみで育てる。 (5) 児童が安心してのびのびできる環境をつくり、専門知識をもって対応する。保護者、学校と連携し適切な支援を行う。 (6) 要望、苦情、相談に対して真摯に受け止めて対応していく。

項目	新潟市社会福祉協議会 (56クラブ)	山の下地区コミュニティ協議会 (山の下)	木戸地域コミュニティ協議会 (木戸)	下山福祉会 (下山)
<b>4 危機・維持管理</b> <b>(1) 事故防止、防災</b> <b>(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応</b> <b>(3) 個人情報保護</b> <b>(4) 虐待防止</b> <b>(5) 施設管理</b>	<p>(1) 不意の事故や災害は、いつでも起り得るという危機意識を常に持って、児童の安全確保に万全を期すため、「ひまわりクラブの危機管理」、「リスク管理の手引き」、「保健衛生マニュアル」等の各種マニュアルの活用により周知徹底を図る。</p> <p>(2) 施設内外の環境の安全に目を配り、各種マニュアルを活用しながら必要な措置等を行うとともに、避難訓練や日頃の活動を通じ周知徹底を図る。</p> <p>(3) 「個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき、職員に周知徹底を図り確実に実施する。</p> <p>(4) 初期対応マニュアル等により支援員全員で対応方法を共有するとともに、研修等を実施しながら共通理解を図り迅速な対応を行う。</p> <p>(5) 子どもが「生活」の場として過ごすクラブの役割を踏まえ、安全・衛生面に配慮し施設管理を行う。</p>	<p>(1) 不慮の事故、発生等を常に意識し防止と共に安全確保に万全を期す。</p> <p>(2) 発生時に適切かつ迅速な行動及び連絡体制を確保し安全確保を行う。</p> <p>(3) 個人に人格尊重を理念に法令を遵守し、慎重かつ適切に取り扱う。</p> <p>(4) 早期発見、通告の義務、児童に対して適切な対応を行う。</p> <p>(5) 安全・衛生面に配慮し随時点検等を行うことで児童の安定した生活の場を確保する。</p>	<p>(1) 不慮の事故、発災等を常に意識し防止と共に安全確保に万全を期す。</p> <p>(2) 発生時に適切且つ迅速な行動及び連絡体制を確保し安全確保を行う。</p> <p>(3) 個人の人格尊重を理念に法令を遵守し、慎重かつ適切に取り扱う。</p> <p>(4) 毎日の生活に対し注視し、早期発見・早期対応に努める。支援員の研修受講に努める。</p> <p>(5) 安全・衛生面は、随時点検等を行い児童の安定した生活の場を確保する。</p>	<p>(1) 不慮の事故について常に危機意識を持ち、安全点検に日々努める。</p> <p>(2) 児童の安全確保に万全を期す。繰り返し訓練を行う。</p> <p>(3) 法令を遵守し、児童の人権の保護を行う。</p> <p>(4) 早期発見、早期対応に努める。</p> <p>(5) 随時点検を行い安全な施設管理を行う。</p>

新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書(2)

こども未来部 こども政策課

項目	新潟県ビル管理協同組合 (両川、小須戸、東曽野木、曽野木、横越、竹尾、西内野、関屋)	ワーカーズコープ (白根)	新潟南福祉会 (臼井、月湯)
<b>1 基本方針</b> (1) 基本理念 (2) 基本方針	(1) 常に児童の健康と安全確保に配慮し、放課後の時間帯における家庭的機能の補完により、「生活の場」及び「遊び」を通して、児童の健全育成を図る。 (2) ①児童の平等利用を確保すること②児童の健康管理、安全管理、情緒の安定を図ること③クラブ活動を通じて、遊びの活動と学習への意欲形成を図ること④保護者の子育て支援を図ること⑤児童・保護者・地域のニーズに即した管理運営に努めること⑥職員の資質向上に努め、モチベーションの高いクラブ運営を実現すること⑦事業の利用促進を図るため、積極的かつ効果的な広報活動により広く市民に周知する。	(1) 子どもと親、地域住民が主体的に運営に参加し、まちぐるみで支えあう、地域子育て支援の拠点、地域コミュニティの核となるひまわりクラブを目指す【大切にしている点】①参加②話し合い③共生④柔軟性⑤専門性 (2) 子どもたちの自主性、主体性を育むことを中心に据えて、次の「3つの貢献」を大切にす。 ①子どもたちの成長への貢献②親の支援への貢献③地域の再生とまちづくりへの貢献	(1) 公の施設の指定管理者としてその責務を自覚し、管理運営に関する基本的事項を実践するとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう適切な運営を行う。 (2) ・「思いやりと人の痛みがわかる子ども」の育成と「安心して過ごせる安全な場所づくり」に努める。・保護者への子育て支援を図る。・地域との密接な連携を実践する。
<b>2 運営組織</b> (1) 職員配置 (2) 人材確保、育成、研修に対する考え及び内容	(1) 放課後児童指導員 常勤24名 その他、各クラブ運営に即し適正な補助員を配置する (2) ・職員公募・採用、配置時の厳正な選考 OJT教育を含む採用前研修を実施 ・職員全員参加研修：年2回 ・支援員会議：年4回 ・全体会議：年2回 ・事務局運営会議：月1回	(1) 施設管理責任者(常勤)1名・支援員(常勤)、支援員(非常勤)職員の体制で運営。児童厚生員・教諭・保育士等の資格を有し、常勤者は、児童厚生施設等で経験2年以上の者を配置するよう努める。 (2) 子どもに向き合う姿勢や情熱があり、様々な技能を持つ人材を確保。研修にも積極的に参加し、専門性の質を高める。また、月1回クラブ会議を開催し情報の共有や全体的な質の向上を目指す。	(1) 3名の正規支援員を配置、児童数や障がい児等、土曜日、長期休暇の状況に応じて補助支援員を配置する。 (2) 正規支援員を採用する場合は有資格者で経験者を配置する。職員の資質の向上のため、安全管理、生活指導、人材育成等の研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
<b>3 運営についての提案</b> (1) 子どもの発達段階に応じた健全育成 (2) 保護者との連携及び保護者支援 (3) 学校との連携 (4) 地域との連携 (5) 配慮を要する児童に対する対応方針 (6) 要望・苦情に対する対応及び方法	(1) 児童の人権と人格を最大限尊重し、常に傾聴の姿勢を基本とし、子どもの発達過程と個々の養育環境を十分に理解し、個別的かつ適正な育成を図る。子ども自身が感じ、学び、理解できるよう、子どもの発達段階を適切に見極め、安心してひまわりクラブに通えるよう意図的に働きかける。 (2) 入会時の「調査票」への記入とヒアリング及びクラブの設置目的への協力要請。子どもの放課後生活を継続的かつ安定的に保障し、親の働く権利と家庭の生活を守る。様々な養育環境を抱える保護者の生活スタイルを肯定的に理解する。 (3) 日常的な子どもの安全確保と健康に関する情報交換を共有し、学校施設の利用に関して積極的な連携を図る。学校とひまわりクラブの連動性に考慮し、積極的にふれあいスクールと連携を図る。 (4) ひまわりクラブの存在とその目的を的確な広報活動を用いて周知。クラブ解放Dayの拡大や、クラブ行事への招待活動、地域行事への参加を検討。突発的なケガ、事故等に備え日頃から地域の医療機関等との連携を図る。おやつ購入などは、可能な限り地域からの調達を心掛ける (5) 障がいのある子どもの受入にあたっては、子どもと保護者の立場に立ち、障がいの程度、発達状況等、個々の状況を的確に捉えた育成とより良い支援や問題の解決方法を検討。保護者への事前ヒアリングにより食物アレルギーを持つ子どもへの事前認知を徹底し、十分な配慮を心掛ける。 (6) 苦情受付担当者を配置し、要望・苦情等の受付体制の明確化と積極化を図る。苦情解決責任者が申出者との解決に向けた話し合いを行い、その経過・手順・結果については対応事例として検証と評価を行い、その後の事業運営に反映させる。第三者委員を設置し、客観性と専門性を持ち、利用者の立場に立った助言を求める。利用者アンケートにより日頃から積極的な利用者ニーズの吸い上げと把握に努める。	(1) 子どもたち自身を「育つ主体者」として位置づけ、各年代に合わせた支援、活動に取り組む。一人ひとりの意欲や願いに沿いながら、子どもの主体的な育ちを支援する。 (2) 支え合いや学びあいの関係が広がるように支援する。ひまわりクラブや子どもたちの様子をお互いに伝え合い、地域の子育て支援の課題を共に考え、力を合わせて取組を進める。 (3) 学校の施設利用や行事開催は、ていねいに協議・報告を行う。先生との日常的な連絡や子どもの様子、成長、変化等をニュースや交流などで伝える。虐待やいじめ、不登校等の問題を、子どもの生活を支える放課後児童クラブで気づくことが多くある。学校と連携しながら、解決に向け子どもを支え、一緒に役割を果たす。学校行事の見学や授業参観などで学校生活を知り、育成支援に活かす。 (4) 地域住民が主体的に関わり、白根ひまわりクラブがあることによって地域が活性化し、そんな地域コミュニティの核として発展させていく。地域の子どもたちへの思いをもつたくさんの人たちと出会い、クラブの行事や活動を通じて交流する中で、地域で子どもたちの成長を安全に見守り、子育てを支え合う関係を築いていく。 (5) 障がいのある児童への対応は、実際の子どもをよく理解し、方針をたて、障がいのある子どもたちと他の子どもたちが一緒に生活する中から、学びあい、成長できるよう援助していく。 (6) 要望・苦情対応の仕組みは、利用者が安心して自らサービスを選択できる仕組みとして重要である。要望・苦情には誠意を持って迅速に対応し、それを契機に保護者や地域の方たちと信頼関係を深められるように取り組む。また、定期的にアンケートを行い、利用者のニーズ把握に努める。	(1) 個々の発達段階及び発達過程、特徴や働きかけ等を理解し育成にあたる。異なる学年の仲間、指導員や地域の人達等、多くの人との関わりや活動を通し自主性や社会性、創造性が育つよう生活の場を提供する。 (2) 毎月「クラブだより」を発行し児童の活動や生活の様子を発信、行事の参加呼びかけなど効果的な方法を工夫する。必要な場合は、保護者と個人面談を行い、子育ての悩みや不安などの相談に応じ、助言や支援をし、学校等の関係機関やコミュニティ協議会等、地域組織と連携を図ることにより課題解決を図る。 (3) 児童、保護者、学校、地域の情報交換にとどまらず、児童の健全育成、保護者の子育て支援等にも連携して取り組み、地域の育てる力を向上させる。学校から、毎月の下校時刻表、行事予定表をいただき、学校へも毎月の「クラブだより」を配付し、相互の情報交換を行う。 (4) 地域との連携やふれ合いを通して、人の心のぬくもりの中で育っていきけるよう「地域のつながり」を大切にする。コミュニティ協議会、自治会等と連携して、ともに参加出来る行事を企画する。 (5) 障がいのある児童もない児童も、食物アレルギー等配慮を要する児童も、「ともに学び、ともに遊び、ともに育つ」を推進し、安心して安全に過ごせるよう運営する。 (6) 要望・苦情は事業内容の向上に向けた大きなヒントになると考え、児童・保護者が言いやすい関係づくりを日々行い、要望・苦情に適切に対応し、事業運営に反映させていく。受付担当者を配置し、面談、電話、書面等により受け付ける。要望・苦情対応書にまとめ、事例の原因や対応を検討し、迅速に問題が解決するよう努める。第三者委員を設置(民生委員)

項目	新潟県ビル管理協同組合 (両川、小須戸、東曾野木、曾野木、横越、竹尾、西内野、関屋)	ワーカーズコープ (白根)	新潟南福祉会 (臼井、月潟)
<b>4 危機・維持管理</b> <b>(1) 事故防止、防災</b> <b>(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応</b> <b>(3) 個人情報保護</b> <b>(4) 虐待防止</b> <b>(5) 施設管理</b>	<p>(1) 緊急時対応マニュアルに則し、「子どもたちの安全確保が最優先である」との意識づけ。子ども自身が安全に配慮した行動が取れるような意図的働きかけと支援。定期的な防災訓練、教育訓練研修。不審者対策・「障害・賠償・生産物对人賠償保険」への加入。職員の社会保険加入、定期健康診断による労働環境の整備。定期的な施設設備点検により発生時の被害の未然防止、最小限に抑える取組。緊急連絡網の整備と職員への携帯義務付け。</p> <p>(2) 「緊急時対応マニュアル」に則し、迅速かつ適切な対応。</p> <p>(3) 個人情報保護法、新潟市個人情報保護条例及び「新潟県ビル管理協同組合 個人情報保護基本規程」に則った運用の周知徹底</p> <p>(4) 児童虐待の早期発見と対応は、職員と事業者で課せられた重要な役割の一つであることを明確に意識付ける。日頃から、子ども、保護者の様子に意識を持って接し、周りの子どもとの関わり合いの中から早期発見に努める。児童虐待ではと迷った時、おかしいと感じた時にはクラブ職員等は各自の判断のみで対応することは避け、運営責任者と充分協議した上、新潟市、児童相談所へ速やかな通告を行う。児童虐待に対する職員への啓発と普及</p> <p>(5) 関係法令の遵守、子どもが安全・快適、健康的・衛生的に過ごせる施設管理。予防保全を目的とした年間計画に基づき実行。施設管理を通じて、子どもたちへの「学び」として、社会のルールや共同生活のきまりについての意図的な働きかけ。新潟市第3次環境基本計画に配慮し、ゴミの減量化と資源化に積極的に取り組み、事業者の役割を充分認識し環境保全活動に貢献。</p>	<p>(1) 毎日、子ども・職員がいきいきと楽しく活動するために、防犯・事故発生時の対策として環境整備と安全対策に万全を期す。危機管理マニュアルの周知徹底を行う。</p> <p>(2) 職員は慌てず落ち着いて対応し、必要に応じて受診させ、保護者と連絡をとり、状況をいねいに説明する。危機管理マニュアルに沿った対応を行う。</p> <p>(3) 個人情報を適切に扱い、漏洩などの事故防止等積極的に対策を講じる。年1回以上研修会を実施し、規則の周知徹底を行う。</p> <p>(4) 職員一人ひとりが普段から子どもの変化や言動などに着目し、虐待の早期発見と防止に努める。職員会議等で客観的に問題を明らかにし、通告は職員と責任者が協議の上行う。</p> <p>(5) 建物の機能保全、安全確保に立脚した維持管理を行う。月1回安全点検を行い、異常個所がないか確認をする。備品等の管理については整理整頓し、子どもたちが安全に過ごすことができる環境を整備する。開館時には不審者対策に万全を期し、閉館時には機械警備を委託し、施設の保安維持を図る。</p>	<p>(1) 児童自身が安全な行動ができるよう、危機予防の言葉かけや指導等を行う。施設整備、遊具の安全点検、日常点検・定期点検を実施する。事故防止マニュアルを作成し対応を周知徹底する。</p> <p>(2) 事故が発生した場合は周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、児童の安全確保を最優先として、必要な措置等を行う。年2回の避難訓練や日常の中でも機会をとらえ対応を周知徹底する。緊急時のバックアップ対応として法人全体で取り組み、近接の小規模「いきいき味方」をバックアップ施設とする連携体制を構築する。</p> <p>(3) 守秘義務と児童の人格の尊重を常に意識すると共に、児童及びその家族の個人情報の漏洩防止、盗難等の事故防止に努める。内部研修を年1回以上行うとともに、個人情報に関する規則ならびに個人情報取扱規則を周知徹底する。</p> <p>(4) 虐待防止責任者を設置する。「クラブだより」や行事等様々な機会を通して保護者への啓発を行う。</p> <p>早期発見・相談・通告のしくみづくり、地域や児童に関わる期間との連携を図る。</p> <p>(5) 公の施設の指定管理者としてその責務を自覚し、管理運営に関する基本的事項を実践するとともに、適切な運営を通して、児童が心身ともに健やかに育成されるよう運営する。「安心して過ごせる安全な場所づくり」を実践できるよう、施設管理を行う。</p> <p>課題には法人全体で取り組む。安全管理の徹底・衛生管理の徹底・経費削減・より良いサービスを図る。</p>

## 新潟市ひまわりクラブ指定管理者事業計画書(3)

こども未来部 こども政策課

項目	シダックス大新東ヒューマンサービス (濁川、葛塚、中野山、新潟、紫竹山、亀田東、 内野、真砂、潟東、中之口西、巻南)	ドリームアドバンス (坂井輪、坂井東)
1 基本方針 (1) 基本理念 (2) 基本方針	(1) 基本理念 「はぐくむ、大切なことのすべて」の理念のもと、ひまわりクラブを通じて、こども一人ひとりとの絆を大切に、大切なことは何か共に考え、子どもたちの素晴らしい未来ために繋げていきます。 (2) 基本方針 5つの運営方針:①安心・安全 ②温かい気持ち ③自立心を育む④楽しく学ぶ ⑤アクティブ 3本の柱:①健全育成プログラム ②学習支援 ③生活支援	(1) 基本理念(2) 基本方針 「自分で考え 自分で選択し 未来を創る力を育む」 子どもたちの健全育成を図ることを第一に運営していきたい。 多くのクラブが怪我を考慮し、管理された運営になりがちであると考え。 <ひまわりクラブ = 子ども達の過ごす場所> 子どもたちが中心となり運営していくことが望ましいと考え、また決められたカリキュラムがないため、子どもたちの自主性を生かし伸ばすことができると考える。 そのために、遊びを通して自主性や社会性、創造性を育むことができるよう支援をし、日々の子どもたちの健康面・情緒面に留意しつつ、子どもたちが安心して生活を送ることができるようにする。
2 運営組織 (1) 職員配置 (2) 人材確保、育成、研修に対する考え方及び内容	(1) 支援の単位毎に施設責任者(放課後児童支援員)を配置し2名以上で子供の育成支援を実施。 ・運営支援担当の選任(業務;新潟市、関係機関、クラブとの調整、連絡・相談) (2) ・地元優先雇用をベースし採用(既存職員は継続優先雇用) ・社内紹介制度による人材(支援員・補助員)の確保 ・広告募集(新聞折り込み・ネット広告・ポスティング等)による人材確保 ・児童福祉専属の新卒者採用の積極採用 ・近隣高校・大学へアルバイト、インターンシップの依頼 ・本部・営業所・近隣現場からの応援体制(人欠時・長期休暇時) ・入社時研修、定期的なブラッシュアップ研修の実施。基礎・専門知識の習得 ・有識者による「いじめ問題」や「発達障のこどもへの対応」等の講習会の実施	(1) 放課後児童支援員を4名、補助員4名配置。 (2) 資質向上や事業が向上していくように研修を実施。研修はクラブ児童の現状に基づいたものを基本とするが、造形、障害(福祉)、基本、遊び等バランスの取れた内容で組み込んでいく。服装・言葉遣いなど、子どもたちにとって支援員が大切な人的環境の一部である自覚を持つ
3 運営についての提案 (1) 子どもの発達段階に応じた健全育成 (2) 保護者との連携及び保護者支援 (3) 学校との連携 (4) 地域との連携 (5) 配慮を要する児童に対する対応方針 (6) 要望・苦情に対する対応及び方法	(1)・児童期(低学年・中学年・高学年)の発達の特徴を踏まえたかわり、指導 ・年間行事を通じた児童育成(感性育成プログラム・造形遊び、食育セミナー) (2) 保護者:連絡ノート・おたより、保護者会を中心に連携・協力、アンケートによる利用実態調査。運営改善活動の実施 (3) 学校:定期的な情報交換会の開催。児童に関する情報共有、協力体制の確立 (4) 地域:関係機関(警察署・消防署・町内会・育成協議会等)との連携 (5) 【障がい児対応】 ・支援員加配や施設・設備が整っている場合、可能な限りの受け入れ ・関係機関(学校、病院、キッズサポートチームなど)や保護者との連携、ひまわりクラブに通う子どもたちへの理解と協力による育成サポート体制の確立 【アレルギーを有する児童】 ・生活管理表指導表によるアレルギー食物の確認・排除の徹底 ・お皿の色分け、児童名、アレルギー食物名を記入したお皿での提供 ・おやつは配る前に職員2名以上で確認してから分配 ・定期的なエピペン講習会実施による支援員の資質向上を図ります (6)・未然防止への取り組み(日々のミーティングによる支援員間の情報共有の徹底) ・現場で解決困難な場合は第三者委員(キッズサポートチーム)を含めた問題解決・アドバイスの実施 ・施設間での要望・苦情等の原因・対策・対処方法の情報共有による再発防止	(1) 年度初めは新しい環境に慣れ、クラブの中に楽しみを見つけられるように取り組みを実施。夏休み期間は時間を使って普段できないことに取り組む。秋は季節を感じられるよう、秋の戸外で自然に親しむ活動を行う。年度末に向けては自分のやりたいことにより集中できるような取り組みを実施 (2) (3) (4) ・学校、町内会長に定期的に挨拶・連携を取り、地域全体で子ども達を見守ることができるようにしていく。 ・特に学校は週暦や月の予定表を子ども任せにせず、積極的に学校へ訪問し担当教諭等と子どもの 共通見解を取れるようにする。学校長や教務担当だけではなく、スクールカウンセラーや養護教諭とも連携を図り、児童一人ひとりをよりよく見ていくことができる関係を構築する。 ・子どもの下校時刻の確認、年間行事や予定などの情報交換、子どもの病気や怪我、事故の際の連絡や連携を深める。学校の授業参観や行事へも積極的に参加をする。 ・不審者情報などについての情報交換を密に行い、その他運営に対して協力体制が構築できるよう努める。 ・子どもふれあいスクールには土曜日に一緒に参加する等、積極的に関わっていききたい。また、保護者会の実施や時に午前も相談が受けられる体制にしていきたいことにより、不安を取り除いていきたい。 ・保護者に定期的にクラブでの子どもの様子を伝える機会を持つ。保護者の子育てにあたっての不安や悩みなどの相談に応じる協力体制を創り、気軽にクラブに足を運べる環境づくりをしていく。 ・通常の保護者会以外にも新年お楽しみ会などの親子行事にも取り組み、保護者とともにクラブ運営がより良いものにしていけるよう計画をたてる。 (5) 【障がい児】 ・その児童の程度を見極め、学習や研修を積み重ねていくと共に、支援員全員が対応できるように努める。また、学校、保護者との連携を取り理解を深めていく。 ・障がいのある子どもたちがなるべく過ごしやすいような環境づくり、掲示物の工夫をする。 ・その障がいの程度から、特に個別の援助が必要な場合、必要な人員をあてがう。また一人の支援員に負担が偏ることがないように、全支援員で共通理解を深めていく。 【食物アレルギー】 ・入会説明会の際に、例えば卵1つとっても製造ラインはどうかなど細かく保護者と確認する。毎日のミーティングで徹底し、提供するおやつを支援員全員で確認をする。保護者より情報の提供を求められた際に、提示できるようにお菓子の梱包の袋は1か月保管する。特におやつ帰りの児童についてはアレルギーを含むおやつを持たさないよう配慮を要する。 ・あらかじめ地域の医療・保健施設を把握し、連携を図る。 ・食物アレルギーを持つ保護者からは、緊急時の対応について連携を行なったうえで児童をお預かりする。

項目	シダックス大新東ヒューマンサービス (濁川、葛塚、中野山、新潟、紫竹山、亀田東、 内野、真砂、潟東、中之口西、巻南)	ドリームアドバンス (坂井輪、坂井東)
<p>4 危機・維持管理</p> <p>(1) 事故防止、防災</p> <p>(2) 事故、不審者、火災、自然災害時の対応</p> <p>(3) 個人情報保護</p> <p>(4) 虐待防止</p> <p>(5) 施設管理</p>	<p>(1)・施設責任者が中心となり初期対応。マニュアルに沿って慌てず行動する</p> <p>・正確な状況(情報)の把握・消防・警察・病院・新潟市・本部の連絡・連携</p> <p>・報道機関等への対応を踏まえた組織的な対応</p> <p>(2)</p> <p><b>【事故防止】</b></p> <p>・毎日、開所前ミーティングの実施。児童の様子・施設設備・遊具の点検を実施</p> <p>・緊急連絡体制の確立、緊急連絡表をひまわりクラブ内に掲示</p> <p>・クラブに合わせた防犯・危機管理・安全衛生マニュアルの作成・整備</p> <p><b>【不審者対応】</b></p> <p>・学校・地域・警察との情報共有</p> <p>・新潟県警が発信する不審者情報メールの確認・注意喚起</p> <p><b>【防災】</b></p> <p>・災害を想定した自主的な避難訓練の実施</p> <p>・警察署、消防署の協力による安全教室、消防訓練の実施</p> <p>(3) 個人情報の提供を受ける際には、事前に「収集の目的」「利用の内容」を開示した上で、正当な事業の範囲内でその目的の達成に必要な限度において個人情報を収集し、第三者への個人情報の提供は行いません。弊社は「プライバシーマーク」を平成16年6月の付与・認定から7回更新しており、個人情報保護に関しては特に細心の注意を払い、取り扱いを行うよう指導しております。個人情報は施錠できるキャビネットにて保管し、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等、及び個人情報への不正アクセスなどの防止策を講じております。</p> <p>(4) <b>【虐待防止のための処置】</b></p> <p>・児童や保護者の言動の継続的な観察</p> <p>・関係機関(学校・新潟市・専門家)への相談・対応の検討</p> <p>(5)・仕様書等で示されている維持管理水準・内容を遵守、法令に即した点検実施</p> <p>・快適な環境整備(温度・湿度管理、故障・危険箇所の早急な修理・修繕)等</p> <p>・5S活動(整理・整頓・清掃・清潔・習慣)</p> <p>・PDCAサイクルによる維持管理計画の作成。品質の維持・向上の継続</p>	<p>(1)～(5)</p> <p>○緊急時の対応については定期的に職員に研修、また保護者会等で保護者に周知していく。また、週暦(予定表)を学校に取りに伺う等、まめに学校との話ができる機会を増やし、連携を取る。</p> <p>○個人情報の保護に関しては鍵付きのキャビネットを用意し、取り出しの際は互いに声を掛け合う。基本的に鍵の取り扱いは正規のみとする。</p> <p>○学校との情報交換で知り得た情報の保持についてのルールを決めておく。</p> <p>○重大な災害で危険が見込まれる場合や急な集団下校、感染症の発症により学級閉鎖が実施される場合などのクラブ開所・閉所のルールを学校、保護者と協力体制をとれるよう、保護者会などを通し、周知徹底を行う。</p> <p>○子ども自らが安全を確保できるように、学びの機会を持つ。</p> <p>○毎月1日を支援員全員で施設のチェック日とし、緊急持ち出しのチェックも同時に行う。また、施設内の子どもたちの見守りについて正規と加配が組み、緊急時にも動ける体制を日常から習慣づける。</p> <p>○採用時に適性検査を義務付けることと、毎日のミーティング、また1対1での職員との面接も入れていく。</p> <p>○子どもの体調が悪いときに待つことができるスペースを確保する。</p> <p>○出欠確認を必ず行い、安全確認・緊急時に対応できるようにする。</p> <p>○室内の掲示物、装飾物に危険がないか常日頃より配慮する。</p> <p>○収納家具・掲示物など、地震の対策を行う。</p> <p>○お金の管理を適正に行い、子どもたちが触れられないよう考慮する。</p> <p>○帰宅時の安全確保のために集団でなるべく帰宅できるように配慮する。そのための児童の自宅マップを制作し、掲示する。</p>